

● 職員の初任給の状況（平成20年4月1日現在）

区 分		小 平 町		国	
		初 任 給	2年後の給料	初 任 給	2年後の給料
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	184,200 円	172,200 円	184,200 円
	高 校 卒	140,100 円	148,500 円	140,100 円	148,500 円
技能労務職	高 校 卒	140,100 円	148,500 円	140,100 円	148,500 円
	中 学 卒	—	—	—	—

● 一般行政職の級別職員数の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	H20年		H19年	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
1 級	(1) 定期的な業務を行う職務	3	4.8	3	4.6
2 級	(1) 高度の知識又は経験年数を必要とする業務を行う職務 (2) 前号と同等と認められる職務	17	26.9	17	26.1
3 級	(1) 困難業務を処理する係長、主査の職務及び一部の支所長の職務 (2) 困難な業務を処理する主任等の職務 (3) 係長、主査の職務及び一部の支所長の職務 (4) 主任の職務 (5) 相当高度の知識又は経験年数を必要とする業務を行う職務 (6) 前3号と同等と認められる職	5	8.0	7	10.8
4 級	(1) 課長補佐、室長補佐、副主幹、主任技師、次長、副支所長の職務（以下「補佐職」という。）及び一部の室長、一部の支所長の職務 (2) 相当困難な業務を処理する係長、主査の職務 (3) 相当困難な業務を処理する主任の職務	29	46.0	28	43.1
5 級	(1) 課長、室長、主幹、事務局長、園長、館長、所長、支所長の職務（以下「課長職」という。）の職務 (2) 困難業務を処理する課長補佐職の職務及び一部の室長、一部の支所長の職務	3	4.8	4	6.2
6 級	(1) 困難業務を処理する課長職の職務	6	9.5	6	9.2

(注) 1 小平町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

● 期末手当・勤勉手当

小 平 町		国	
1人当たり平均支給額 (19年度)	1,589千円	1人当たり平均支給額 (19年度)	— 千円
(19年度支給割合)		(19年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0月分	1.45月分	3.0月分	1.50月分
(1.60) 月分	(0.75) 月分	(1.60) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 4～12%		・役職加算 5～20%	・管理職加算 10～25%

(注) 1 ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

● 退職手当（平成20年4月1日現在）

小 平 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給)	制度なし	制度なし	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 定年前2～20%加算	
	制度なし	4号俸 (勸奨)			

● その他手当（平成20年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円	同 じ		13,860 千円	277,200 円
住居手当	持ち家5,000円借家12,000円を越える家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	一 部異なる	自宅の場合月5,000円	6,677 千円	128,400 円
通勤手当	2km以上の通勤55,000円限度	同 じ		724 千円	80,400 円
管理職手当	6級課長職37,300円 5級課長職35,300円 5級補佐職31,400円 4級補佐職29,500円	同 じ		7,150 千円	397,200 円
宿日直手当	週休日・祭日・年末年始の日直	異なる		403 千円	4,200 円